奄美市物価高騰対策
事業所支援給付金

申請の手引き

（令和8年10月7日一部改訂版）

申請期間

令和8年10月1日～令和8年11月30日

※申請書類に不備があると、給付金のお振込みにお時間をいただくことがあります。
　提出にあたっては、必ず本手引き・よくあるご質問・添付書類チェックシートをご確認ください。

〒894-8555　鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番8号
奄美市役所 商工観光情報部 商工政策課
TEL：0997-52-1127　MAIL：cai@city.amami.lg.jp

1　目的

○ 物価高騰の影響を受けている市内事業者に対し、給付金を支給し、事業の継続を支援することを目的としています。

2　対象者

○ 次の【要件1】～【要件3】をすべて満たす事業者が対象となります。

【要件1】

法人：市内に本店又は主たる事務所を有する法人

個人事業主：市内に住所を有しかつ居住する個人事業主

・法人：令和8年8月1日時点及び申請日時点で、奄美市内に本店又は主たる事務所を有する法人

・個人事業主：令和8年8月1日時点及び申請日時点で、奄美市内に住所を有しかつ居住する個人事業主

【要件2】 事業を営み、今後も事業を継続する意思があること

【要件3】 市税その他市に納付すべき債務を滞納していないこと

・市は、審査を目的として、市税等の納付状況を確認します。申請書の誓約・同意事項をご確認ください。

※法人税法上の公益法人等（NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人など）については、令和8年8月1日時点において、法人税法上の収益事業を行っている場合に限り対象となります。

3　対象外となる者

・法人税（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営し、または経営に関与している者

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第1項第4号又は第5号の営業を行う者

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う者

・政治団体、宗教上の組織又は団体

・法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者

4　個人事業主の考え方

○ 本給付金における個人事業主とは、市内に住所を有しかつ居住する個人であって、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間における総収入金額に占める「事業に係る収入金額」の割合が2分の1以上の方をいいます。

「事業に係る収入金額」 ≧ 「総収入金額 × 1／2」

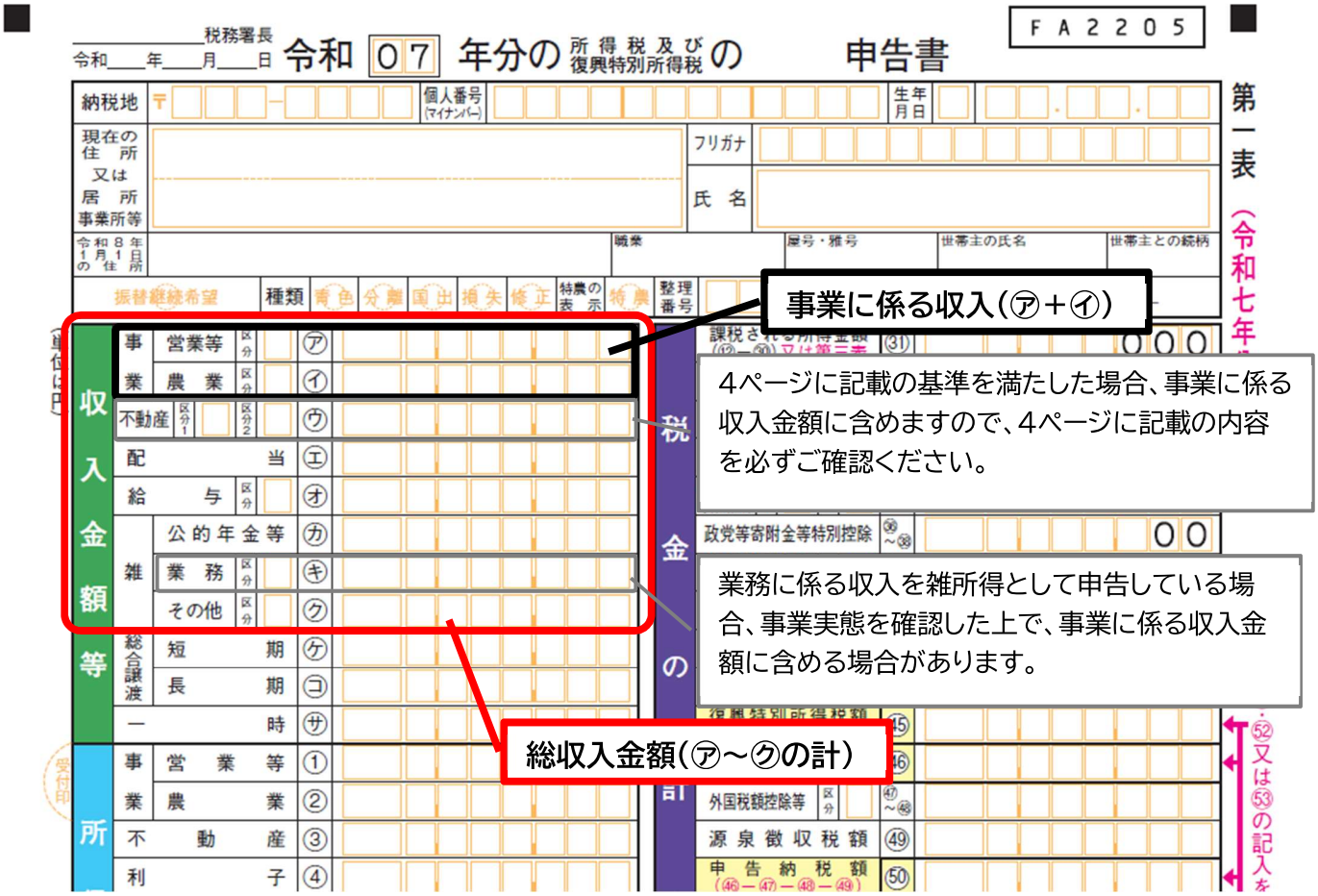

※「事業に係る収入」は、確定申告書第一表中「収入額等」の欄うち、原則として「㋐営業等、㋑農業」の項に該当する収入を指します。

※フリーランス等で、「収入金額等」欄の「雑」のうち「業務」欄に収入を申告している方は、事業実態を確認できる書類により、事業に係る収入金額に含める場合があります。

※総合譲渡（短期・長期）及び一時所得は、総収入金額に含めません。

※令和7年中に開業した方は、開業月から 12 月までの事業に係る収入金額を月単位で年換算して判定します。開業月を確認するため、開業届の写しも提出してください。

※令和8年1月1日～8月1日までに開業した方は、開業届の写しを提出してください。

※不動産収入については、以下の申告方法に応じて、「事業に係る収入金額」に含めるかを判定します。

【青色申告の場合】

・青色申告特別控除額が55万円以上の場合、不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。
※控除額が55万円を下回る場合で、5棟10室基準を満たす場合は、個別にご相談ください。

【白色申告または市町村民税・県民税申告の場合】

・次のいずれかの基準を満たす場合、不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。

＜5棟10室基準＞

(1)貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数が 10 室以上。

(2)独立家屋の貸付けについては、5 棟以上。

※駐車場については、5台分を貸室1室として換算します。

※アパート等、独立家屋及び駐車場を併せて貸し付けている場合は、独立家屋1棟を貸室2室、駐車場5台分を貸室1室として換算し、その合計が 10 室以上となる場合に基準を満たすものとします。

【不動産収入がある場合の提出書類】

・青色申告者：●令和7年分の確定申告書第一表

・白色申告者：●令和7年分の確定申告書第一表
●令和7年分収支内訳書(不動産所得用)

} ●はどちらも提出してください。

・確定申告の義務がない方(市町村民税・県民税申告者)

●令和8年度市民税・県民税申告書
●令和8年度収支内訳書2ページ目

} ●はどちらも提出してください。

※提出書類から5棟もしくは10室以上を確認できない場合、貸付対象不動産の一覧表(任意様式)を提出してください。

※貸付対象不動産の一覧表(任意様式)には、貸付中の物件だけでなく、空室を含め所有する貸付対象物件をすべて記載してください。

※令和8年1月1日～8月1日までに不動産賃貸業を開始した方についても、5棟10室基準を満たす必要がありますので、貸付対象不動産が確認できる書類も併せて提出してください。

【青色申告の場合】

令和 07 年分の所得税及びの復興特別所得税 申告書 FA2205 第一表（令和七年分用）

青色申告特別控除額が55万円以上の場合、
不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。

※控除額が55万円を下回る場合で、5棟10室基準を満たす場合は、個別にご相談ください。

【白色申告の場合】

・令和7年分収支内訳書（不動産所得用）

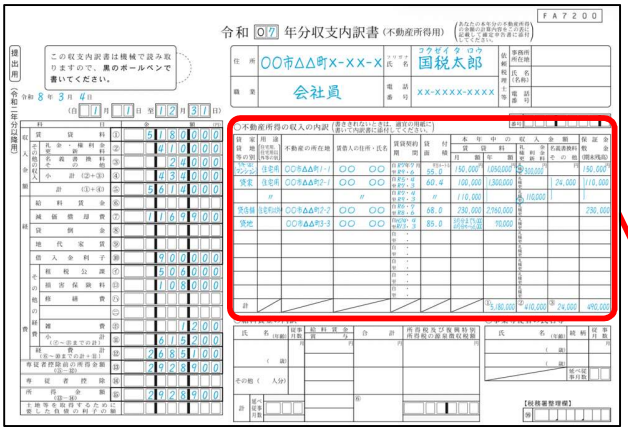
令和 07 年分収支内訳書（不動産所得用） FA7200

【市町村民税・県民税申告の場合】

・令和8年収支内訳書2ページ目

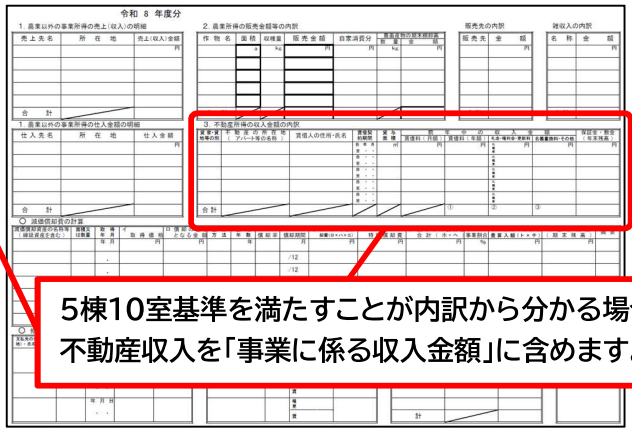
令和 8 年度分

5棟10室基準を満たすことが内訳から分かる場合、
不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。

※提出書類から5棟もしくは10室以上を確認できない場合、貸付対象不動産の一覧表（任意様式）を提出してください。

※貸付対象不動産の一覧表（任意様式）には、貸付中の物件だけでなく、空室を含め所有する貸付対象物件をすべて記載してください。

・貸付対象不動産の一覧表（記載例）

No	所在地	物件名	棟数	総室数	入居室数	空室数	駐車場台数	備考
1	奄美市名瀬幸町1-1	○○ハイツ	1棟	8	6	2	8	
2	奄美市名瀬浦上町1-1	－	1棟	－	－	－	－	独立家屋
3	奄美市名瀬金久町1-1	○○月極駐車場	－	－	－	－	10台	

5　従業員数の考え方

○ 法人の給付額の判定に用いる従業員数は、令和8年8月1日時点における、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者のうち、市内事業所に常時勤務する者の数です。

※従業員数が 10 人以上の場合は、雇用保険被保険者数が確認できる書類を提出してください。

※市外事業所に勤務する者は含めません。

※雇用保険被保険者でない者は、給付額区分の従業員数には含めません。

6　給付額

○ 個人事業主の場合は 10 万円、法人の場合は従業員数に応じて給付金を給付します。

区分	従業員数	給付額
個人事業主	－	**10万円**
法人	9人以下	**10万円**
	10～29人	**20万円**
	30人以上	**30万円**

※給付金の交付は、同一事業者（1法人、1個人事業主）につき1回限りです。

※法人の代表者が、個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合は、それぞれ申請が可能です。個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1 個人につき 1 回のみの申請となります。

7　申請から給付まで（申請手続き）

【受付期間】　令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

【支給までの流れ】

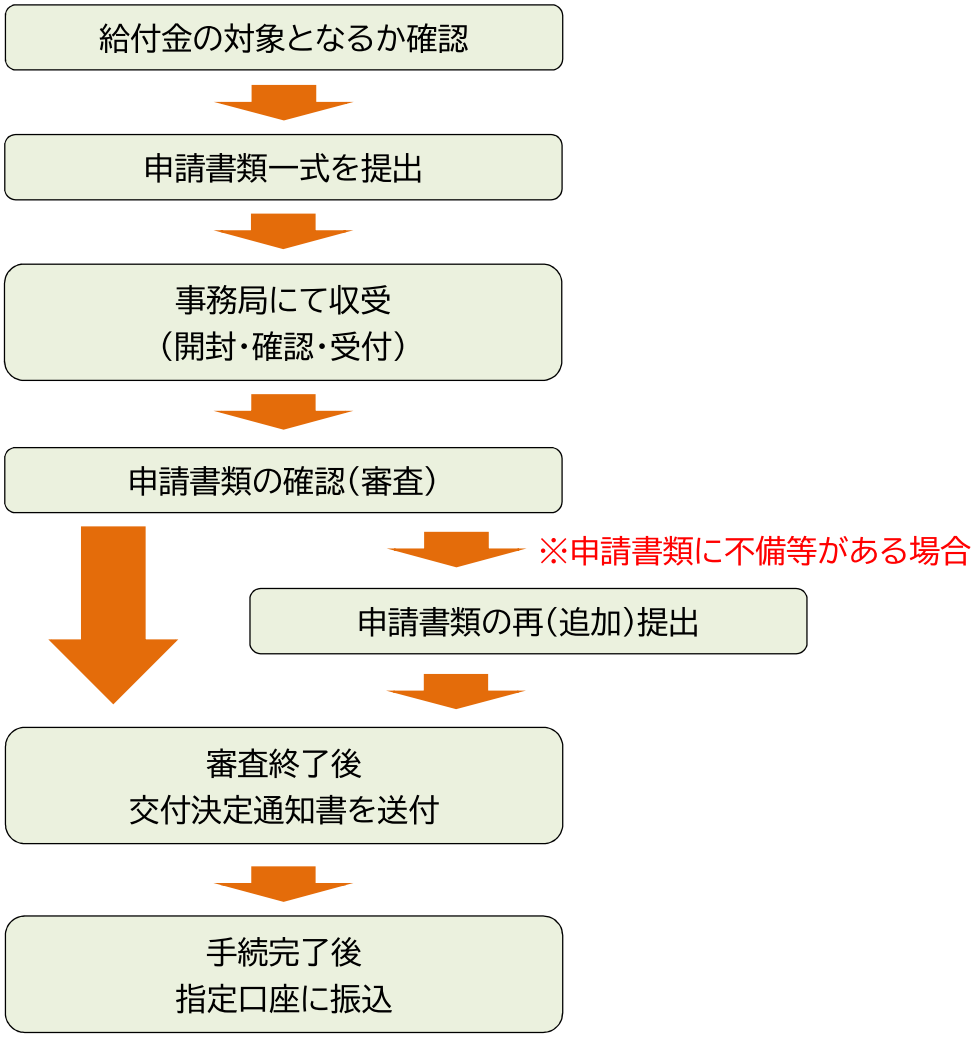

※申請書類に不備がある場合は、書類の修正又は追加書類の提出をお願いすることがあります。また、審査内容よっては支払いまでに時間を要する場合がありますのでご注意ください。

※申請期限までに不備が解消されない場合は、申請を取り下げたものとみなす場合があります。

※期限後の申請は受け付けできません。余裕をもって申請してください。

※申請書類に不備がない場合、申請受付から振込までに、おおよそ1か月程度かかります。

【必要書類】 「申請書兼請求書」 ＋ 「添付書類」

○「申請書兼請求書」は奄美市 HP からダウンロードください。
https://www.city.amami.lg.jp/shosui/jigyosyo/jigyosyo.html

○ また、奄美市役所各支所、商工会議所等でも配布します。

・名瀬総合支所　商工政策課　　・奄美大島商工会議所
・住用総合支所　産業建設課　　・あまみ商工会
・笠利総合支所　産業振興課

○ 必要な添付書類については以下のとおりです。

法人の場合	
① 法人税確定申告書等の写し	◆ 最新の法人税確定申告書別表第一（1枚目） ◆ 最新の法人事業概況説明書（両面）or 決算書のうち損益計算書 ※法人税法上の公益法人等については、収益事業を行っていることが確認できる次のいずれかの書類。 ◆ 収益事業に係る法人税確定申告書別表第一（1枚目） ◆ 収益事業開始届出書
② 本店又は主たる事務所の所在地が分かる書類の写し	◆ 国税庁 HP「法人番号公表サイト」で、本店又は主たる事務所の所在地が記載されたページ
③ 法人名義の口座通帳等の写し	◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。 ※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。
④ 従業員数が確認できる書類の写し	従業員数が 10 人以上の場合のみ必要です。 ◆ ハローワークで請求できる「事業所台帳異動状況照会」
⑤ 法人が設立されていることが確認できる書類の写し	・①の法人税確定申告書等を提出できない場合は必要です。 （例：法人設立後、決算期をまだ迎えてない法人など） ◆ 以下のいずれか1つの写し 法人設立届出書、履歴事業全部証明書

【注意事項】「確定申告書」「法人設立届出書」「開業届」について

※e-Tax で提出した場合は、受信日時が確認できる「確定申告書」「法人設立届出書」、又は受信通知を提出してください。
※書面で提出した場合は、本人が保管している控えを提出してください。
※控えが無い場合は、税務署への開示請求により取得したものを提出してください。

「収支内訳書」ではありません。

個人事業主の場合	
① 令和7年分の確定申告書等の写し	◆ 青色・白色申告を行っている場合 ・令和7年分の確定申告書第一表 ◆ 確定申告の義務がない方の場合 ・令和8年度市民税・県民税申告書 **不動産収入がある方は、下記も併せて提出してください。** ◆ 青色申告者　※追加提出資料不要 ◆ 白色申告者　・令和7年分収支内訳書（不動産所得用） ◆ 確定申告の義務がない方（市町村民税・県民税申告者） ・令和8年度市民税・県民税申告書の収支内訳書2ページ目 ※提出書類から5棟もしくは10室以上を確認できない場合、貸付対象不動産の一覧表（任意様式）を提出してください。 ※貸付対象不動産の一覧表（任意様式）には、貸付中の物件だけでなく、空室を含め所有する貸付対象物件をすべて記載してください。
② 申請者名義の口座通帳等の写し	◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。 ※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。
③ 本人確認書類の写し	◆ Aの中から1点 又は Bの中から2点 ※いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの A【1点で確認できる書類】 ・運転免許証（おもて面）※裏面にも記載がある場合は両面 ・パスポート（顔写真のページ） ・マイナンバーカード（おもて面）　・離島割引カード　など B【2点で確認できる書類】 ・各種健康保険資格確認書（健康保険、国民健康保険等） ・各種年金証書（国民年金証書、等）・国民年金手帳　等
④ 事業に係る収入の実態が確認できる書類の写し	**フリーランス等で、確定申告書第一表の「収入金額等」欄において、「雑」のうち「㊎業務」欄に記載された収入金額を、「事業に係る収入金額」として申請する場合は必要です。** ◆ 以下のいずれか1つの写し 開業届、営業許可書、賃貸借契約書、業務委託契約書、支払調書、売上台帳　等

※令和7年の途中で開業した方は、上記①～④に加え、下記⑤も提出してください。

※令和8年1月1日～8月1日までに開業した方は、上記②～④と、下記⑤を提出してください。

⑤ 令和8年8月1日時点の事業実施状況が確認できる書類の写し	**令和7年中に開業した方** ◆ 開業届、営業許可書　等、その他開業時期が確認できる書類 **令和8年1月1日～8月1日までに開業した方**　◆ 開業届 ※令和8年1月1日から令和8年8月1日までに不動産賃貸業を開始した方についても、5棟もしくは10室以上の基準を満たす必要がありますので、貸付対象不動産が確認できる書類も提出してください。

【法人の場合】

基本となる添付書類

① 法人税確定申告書等の写し

・最新の法人税確定申告書別表第一（1枚目）

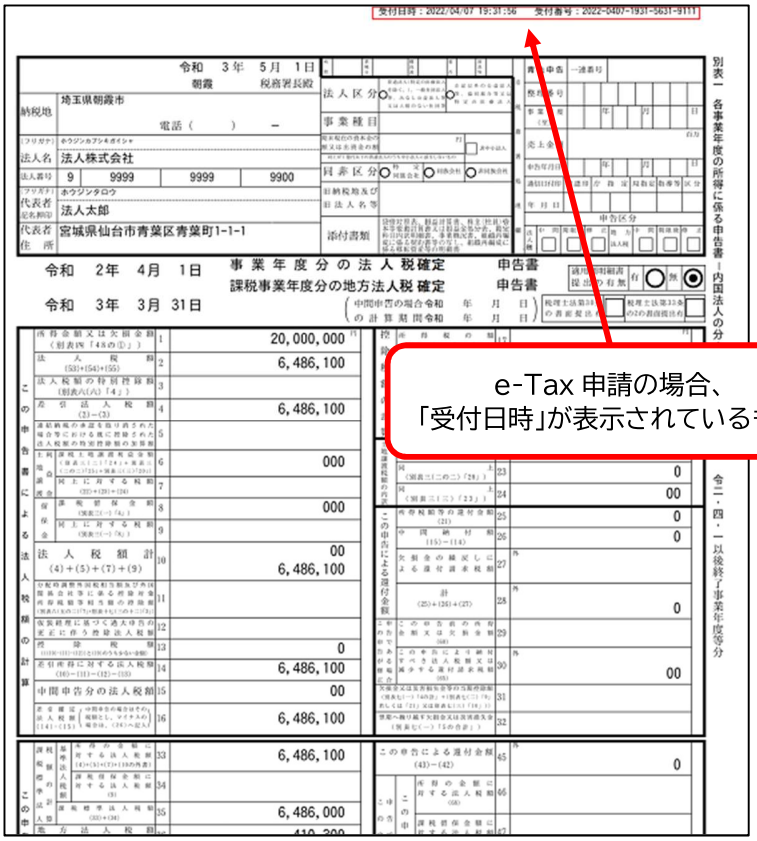

・e-Tax の場合の「受信通知」

・最新の法人事業概況説明書（両面）

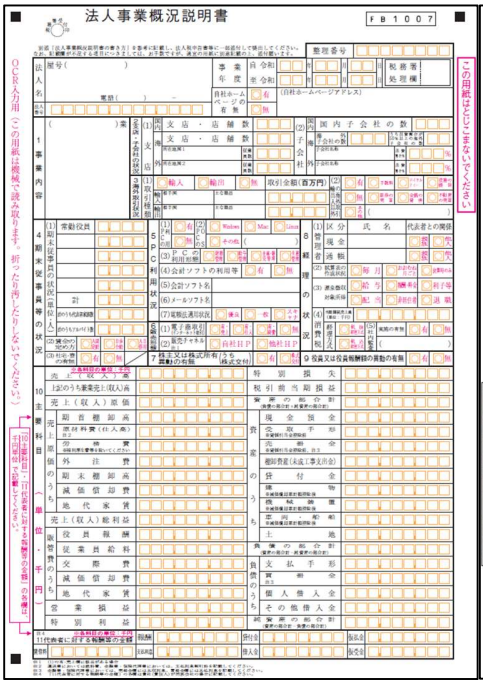

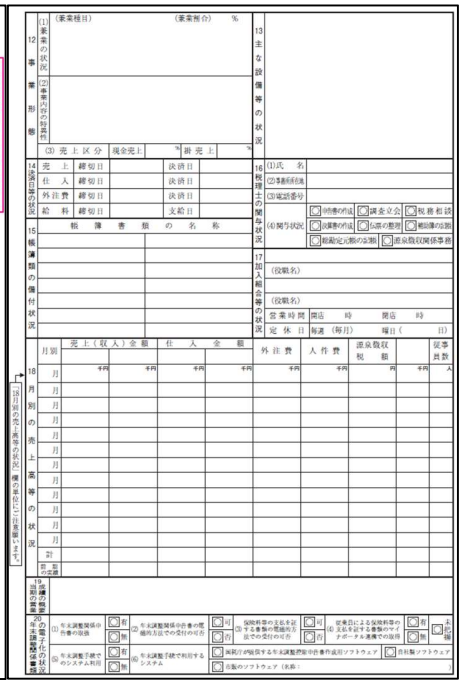

or

・損益計算書

② 本店又は主たる事務所の所在地が分かる書類の写し
・国税庁 HP「法人番号公表サイト」

③ 法人名義の口座通帳等の写し

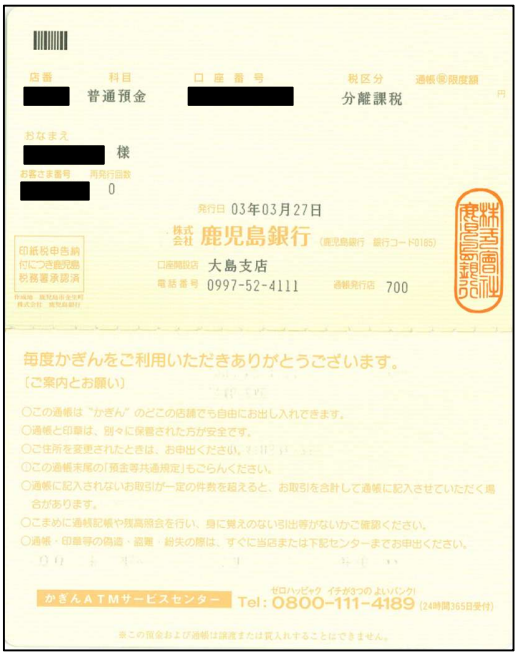

該当する場合に必要な添付書類

④ 従業員数が確認できる書類の写し
従業員数 10 人以上の場合
・事業所台帳異動状況照会

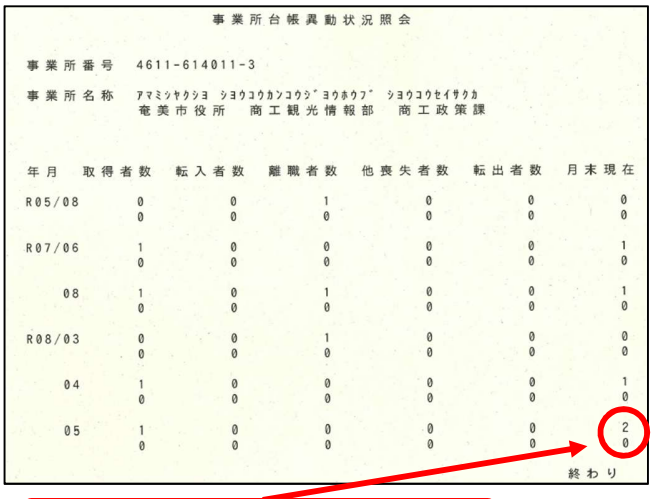
事業所台帳異動状況照会

事業所番号　4611-614011-3

事業所名称　アマミシヤクショ　ショウコウカンコウジョウホウブ　ショウコウセイサクカ
奄美市役所　商工観光情報部　商工政策課

年月	取得者数	転入者数	離職者数	他喪失者数	転出者数	月末現在
R05/08	0	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
R07/06	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
08	1	0	1	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
R08/03	0	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
04	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
05	1	0	0	0	0	2
	0	0	0	0	0	0

終わり

最後に増減があった月の
月末現在の被保険者数が表示される

⑤ 法人が設立されていることが確認できる書類の写し
法人税確定申告書類を提出できない場合
・法人設立届出書

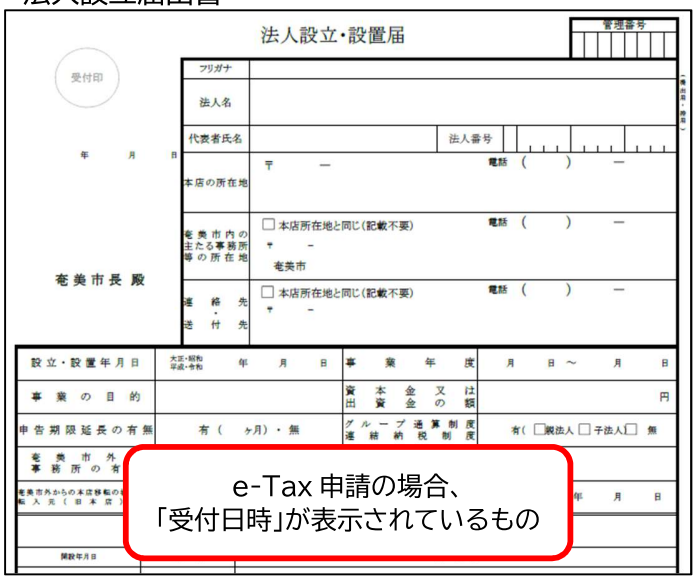
法人設立・設置届

管理番号

受付印

年　月　日

奄美市長 殿

フリガナ
法人名
代表者氏名　法人番号
本店の所在地　〒　－　電話（　）　－
奄美市内の主たる事務所等の所在地　□本店所在地と同じ（記載不要）　〒　－　奄美市　電話（　）　－
連絡先・送付先　□本店所在地と同じ（記載不要）　〒　－　電話（　）　－

設立・設置年月日	大正・昭和 平成・令和　年　月　日	事業年度	月　日～　月　日
事業の目的		資本金又は出資金の額	円
申告期限延長の有無	有（　ヶ月）・無	グループ通算制度連結納税制度	有（□親法人 □子法人）□ 無
奄美市外に事務所の有			

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

など

【個人事業主の場合】

基本となる添付書類

① 令和7年分の確定申告書等の写し

・令和7年分の確定申告書第一表

・e-Tax の場合の「受信通知」

・令和8年度市民税・県民税申告書

② 申請者名義の口座通帳等の写し

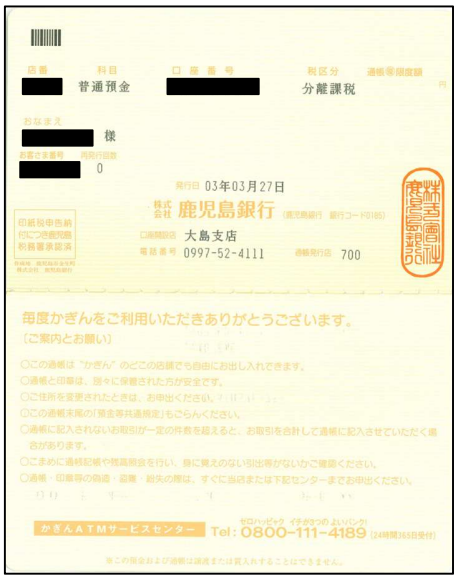

③ 本人確認書類の写し

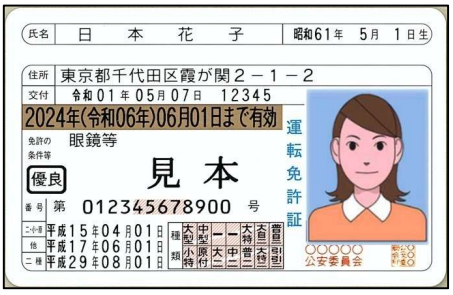

令和8年8月1日時点及び申請日時点において、
奄美市内に住所を有し、かつ居住していることが必要

該当する場合に必要な添付書類

④ 事業に係る収入の実態が確認できる書類の写し
「㊮業務」の欄の収入金額を「事業に係る収入金額」として申請する場合　及び
⑤ 令和8年8月1日時点の事業実施状況が確認できる書類の写し
令和7年中に開業した方：開業届、営業許可書 等、**令和8年1月1日～8月1日までに開業した方**：開業届

・個人事業の開業届出書

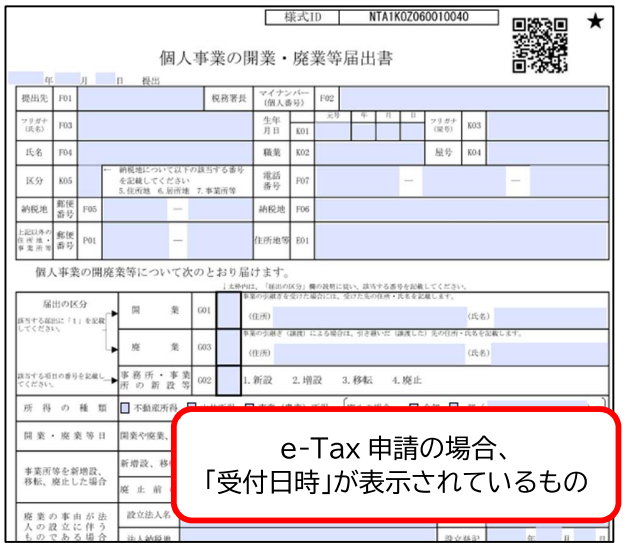
様式ID　NTA1K0Z060010040

個人事業の開業・廃業等届出書

e-Tax 申請の場合、
「受付日時」が表示されているもの

・営業許可書

様式第８号

食　品　営　業　許　可　証

1　営業者の氏名　[redacted]
2　営業所の所在地　[redacted]
3　営業所の名称、屋号又は商号　[redacted]
4　営業の種類　飲食店営業
5　許可番号　第[redacted]－[redacted]号
6　許可年月日　[redacted]年 5月 19日
7　許可の有効期限　[redacted]年 5月 31日
8　許可の条件

など

不動産所得がある場合

【白色申告者】
・令和 7 年分収支内訳書(不動産所得用)

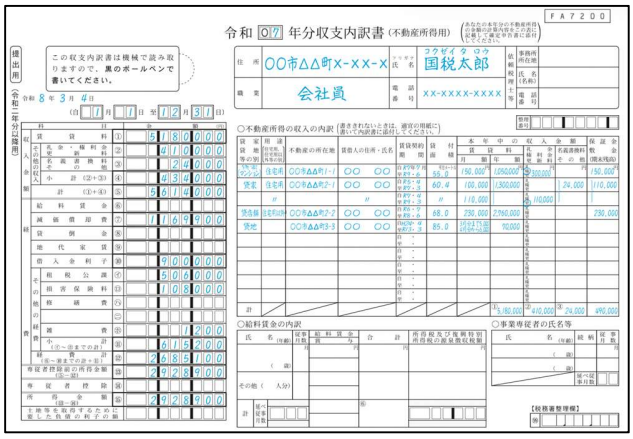
令和 07 年分収支内訳書（不動産所得用）

【確定申告の義務がない方(市町村民税・県民税申告者)】
・令和8年収支内訳書2ページ目

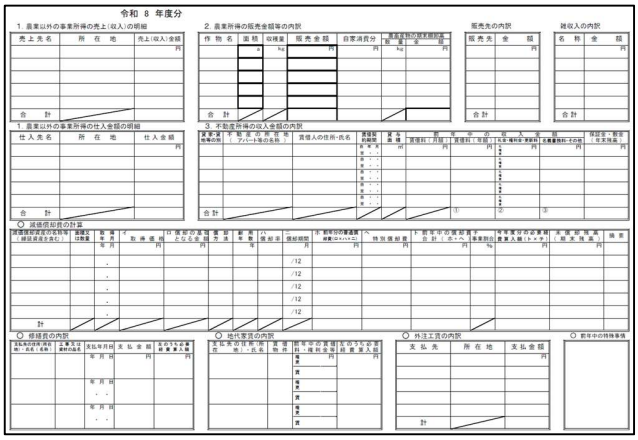
令和 8 年度分

・貸付対象不動産の一覧表(記載例)

No	所在地	物件名	棟数	総室数	入居室数	空室数	駐車場台数	備考
1	奄美市名瀬幸町1-1	○○ハイツ	1棟	8	6	2	8	
2	奄美市名瀬浦上町1-1	－	1棟	－	－	－	－	独立家屋
3	奄美市名瀬金久町1-1	○○月極駐車場	－	－	－	－	10台	

【提出方法】

原則 **郵送**	「申請書兼請求書」と「添付書類」を封筒に入れて下記郵送先まで提出してください。 ※封筒には、「事業所支援給付金申請書　在中」と記載ください。 ※郵送料は申請者負担となります。 ※各書類はホチキス止めしないでください。

【郵送先】

奄美大島商工会議所会員の方

○ 会員の方は、奄美大島商工会議所へ郵送してください。

〒894-0034
鹿児島県奄美市名瀬入舟町 12-6
奄美大島商工会議所　宛て

あまみ商工会会員の方

○ 会員の方は、あまみ商工会へ郵送してください。

〒894-0511
鹿児島県奄美市笠利町大字里 425-1
あまみ商工会　宛て

上記以外の方

○ 奄美市役所商工政策課へ郵送してください。

〒894-8555
鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8
奄美市役所商工政策課　宛て